

答 申

- 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論
山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の非開示決定は、妥当である。
- 第2 異議申立てに至る経過
- 1 公文書の開示請求
異議申立人は、平成22年10月7日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「トップアスリート育成事業について、「優秀な指導者養成」事業にかかる県体育協会からの積算のための文書及び同事業の対象者名、団体名、競技名、支給額等詳細な内容が分かる文書すべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - 2 公文書の特定
実施機関は、本件請求に係る公文書として、「指導者スキルアップ事業（平成22年度）の積算に係る山口県体育協会提供資料」（以下「本件公文書」という。）、「山口県体育協会から聞き取った「選手に係る指導経費」及び「セーリング連盟会員数とウィンドサーフィン国体予選出場者数」及び「トップアスリート育成事業（平成22年度）に係る支出負担行為票」を特定した。
 - 3 第三者に対する意見聴取
実施機関は、特定した公文書に実施機関以外の者に関する情報が記録されているため、平成22年10月15日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、特定した公文書に情報が記録されている財団法人山口県体育協会（以下「県体協」という。）に対して意見書を提出する機会を付与した。
 - 4 実施機関の処分
実施機関は、平成22年11月4日付けで本件公文書以外の公文書の開示の決定を行うとともに、本件公文書の非開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - 5 異議申立て
異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年11月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 第3 異議申立人の主張要旨
- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
 - 2 異議申立ての理由
 - (1) 個人名の非開示決定はともかく、当該団体名、金額、支出の時期は公開するべきである。全面非公開はするべきでない。
 - (2) 公金支出については原則全面公開するべきである。
 - (3) 「公開による信頼関係が損なわれる」とは具体的に何を示すのか。
 - (4) スキルアップ事業そのものが社会問題化している。そのことについて非公開はおかしいのではないか。

(5) 公金支出について、全面公開している入札結果との整合性がないのではないか。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 本件提起について

トップアスリート事業は、過去5年間の1人当たりの平均年間支給額は265万円にもものぼる。競技者への直接支援について、個人に対するこれほど手厚い補助金支給は全国でもまれである。山口県は平成22年度までの5年間に指導者養成事業だけで3億1800万円もの公金を支出しているが、財政危機に陥っている県当局にとって極めて手厚く、いわば聖域化している事業である。

平成22年秋、山口県民の告発を発端として国体の参加資格問題が浮上した。千葉国体の県選手団に居住実態がない選手がいるとの指摘であり、日本体育協会が外部識者による第三者委員会を設けて調査に乗り出した。委員会で直接の調査対象になっているのは山口県だけであり、委員はトップアスリート事業を名指しで調査していることを表明している。

問題は、事業を疑問視している県民が実在していることであり、県内外の競技関係者の間でも「一流選手を金で獲得する事業」と批判する者が複数存在していることである。

山口県は「事業そのものが社会問題となっているとは認識していない」と異議申立てに反論しているが、その見解そのものが非常識であり、問題を矮小化しようとする意図がみえる。強調したいのは、県民から批判が直接噴出し、47都道府県の中で山口県だけが調査対象となり、特別の識者委員会まで設立されたということの重要性である。県民からの疑念や率直な質問に対し、県は真摯に説明を尽くす必要がある。

(2) 非開示決定の理由への反論

ア 公金支出については、使途公開の流れは全国的な動きであり、例外なき公開が原則となりつつある。山口県議会においても県議会議員に支給される「政務調査費」の使途公開は年々広がり、昨年度分からは「1円からの領収書添付」が原則となった。背景にあるのは、公金支出に対する住民意識の高まりであり、当然ながら、使途が適切かどうかのチェック機能は十分に担保されなければならない。

条例の「特定の個人が識別される情報については開示しないことができる」との規定が濫用されてはならない。個人に対する同じ公金支出でありながら、県議会とトップアスリート事業における対応がこれほど違うのはなぜなのか、見解を示していただきたい。事業は個人に対する平均年間265万円にもものぼる補助であり、対象者や期間、補助額が適切であるかなどを県民1人1人が判断するため、等しく公開される情報である。公金支出について、担当部署と補助対象者の間だけでやり取りされている暗黙の状態は許されない。

イ 「法人等に不利益を与えるおそれのある情報」との理由について、具体的にどういった不利益があるのか。さらに「今後の事業に支障を来すおそれがある」との理由についても、具体的にどういった支障があるのかそれぞれ示していただきたい。

補助金の支出先、支出額、支出時期が明らかになったため、事業に支障が出るという趣旨が不明である。そもそも補助金という「利」を受け取っている法人や個人が、「不利益」を理由に情報公開を拒むというのは本末転倒ではないか。「個人情報」や「漠然とした不利益」をたてに情報公開を拒むというのは行政の裁量権の濫用ではないか。

エ 「今後の事業の実施を著しく困難にする」との理由について、そもそも山口県はトップアスリート事業を今後どのぐらいの期間、継続していくのか明らかにし

ていない。今後の事業継続の見通しも示さないまま、今後の事業実施の困難を理由に非開示決定するのはおかしいのではないか。事業は山口国体で総合優勝を果たすといった目的があるが、山口国体後も事業継続をするのだろうか。今後の影響を理由に非開示にするのであれば、今後の事業継続の期間、内容、規模について示していただきたい。

オ 「個人が識別されることにより（略）当該個人の名誉を傷つける」との理由について、そもそも補助金を受け取り、それが公開されることによって個人の名誉を傷つける可能性があるといった事業の在り方自体が問題ではないか。繰り返すが、国体の参加資格問題は、山口県民の指摘を受けて浮上している。事業に対する疑問や疑念、不満が県民の間に存在していることを事業担当部署は認識すべきだ。さらに「県と関係当事者との協力関係又は信頼関係」とは一体何であるのか。事業を疑問視している県民との信頼関係についてどう考えているのか。それぞれに見解を示していただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書について

(1) 対象事業について

山口県では、平成15年度に策定した、山口国体を視野に入れた飛躍的な競技力の向上と高い競技水準の維持・定着を基本目標とする「やまぐちトップアスリート育成プラン」に基づき、本件請求の対象事業である、優秀な指導者の養成・確保を図るための「指導者スキルアップ事業」（以下「対象事業」という。）をはじめ、強化練習等の充実のための「トップアスリート支援事業」、医・科学面から選手・指導者を支援する「スポーツ医・科学サポート事業」などの「トップアスリート育成事業」に取り組んでいる。

対象事業では、具体的には、全国トップレベルの指導者を定期的に招聘し、県内指導者に対する講習会、実技等により県内指導者の資質の向上を図るとともに、指導者が専門家に限られる競技や絶対的に不足している競技等については、優秀な専任指導者及び選手兼指導者の確保・定着による直接指導等により、県内指導者の指導技術や競技水準の向上を図ることとしている。

また、対象事業は、県が県体協に交付した補助金により、県体協は各競技団体に補助金を交付し、各競技団体が専任指導者や選手兼指導者等と業務委託契約を締結して事業を行う間接補助事業である。

なお、県体協及び各競技団体においては、専任指導者や選手兼指導者の個人情報の保護及び事業の効果的な実施の観点から、個人の契約額はもとより各競技団体別の事業費も対外的には一切公開していない。

(2) 本件公文書の特定及び公文書の構成

本件請求のうち、「トップアスリート育成事業について、「優秀な指導者養成」事業にかかる県体育協会からの積算のための文書及び同事業の対象者名、団体名、競技名、支給額等詳細な内容が分かる文書すべて」として、対象事業に係る平成22年度県予算の積算のために、県体協が県に提供した資料（以下「県体協資料」という。）を特定した。

県体協資料には、競技団体名、22年度予算額、競技団体が業務委託する予定の相手方の氏名及び金額が記されている。

2 非開示決定の理由

(1) 条例第11条第2号該当

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、開示しないことができ

るとされており、県体協資料についても個人名及び個人との契約予定額は、収入、資産等個人の財産の状況に関する情報等の個人に関する情報である。

また、個人名及び契約予定額を塗りつぶして公開したとしても、競技団体名及び対象人数等の状況が分かれば、公開されている別の資料と突き合わせることで、競技によっては個人及び契約金額を容易に識別できる。加えて、県体協資料は競技団体順の表形式で作成されていることから、競技団体名及び競技団体別の事業費を塗りつぶしたとしても、競技団体名及び対象人数が容易に推測でき、特定の個人が識別されるおそれがある。

(2) 条例第11条第3号該当

法人等に不利益を与えるおそれのある情報については、開示しないことができるとされている。

対象事業に係る個々の委託契約の内容は、県体協並びに契約当事者である各競技団体及び契約の相手方以外には承知していない情報であり、県体協資料を公開することは、公表されていない他者の情報を明らかにすることとなり、今後の県体協及び各競技団体による対象事業の実施に大きな支障を来すものである。

このことは、第三者意見聴取に対し、県体協が、各競技団体別の事業費を開示されることは今後の事業に支障を来すおそれがあると意見を述べていることから明らかである。

(3) 条例第11条第6号該当

反復継続される同種の事務又は事業の実施を著しく困難にするおそれがある情報については、開示しないことができるとされている。

対象事業は、平成15年度から、県が県体協に補助金を交付し、継続的に行われている。今回、県体協資料を開示することとなれば、各競技団体への補助金額や個人との契約額が明らかになることから、県体協は、競技団体への補助金の配分において、各競技団体は、業務委託契約において、これまでと同様の対応をすることが困難となる。

このことは、継続して行っている県の補助事業について、今後の事業の実施を著しく困難にするおそれがある。

(4) 条例第11条第7号該当

公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるものは、開示しないことができるとされている。

県体協資料は、県体協から公表を前提とせず作成、提供されたものであり、県が県体協資料を一方的に公開することは、公表が予定されていない競技団体の情報や個人情報等を明らかにすることとなり、また、個人が識別されることにより、国体の参加資格問題と絡められ、当該個人の名誉を傷つけるおそれ大きいことから、その公表は県と県体協、ひいては各競技団体やその契約相手方との協力・信頼関係を著しく損うものである。

さらに、県体協は第三者意見聴取に対して、県体協資料の開示により、各競技団体や各選手個人との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることから開示については支障がある、とする意見を述べており、対象事業を今後も円滑に実施していくためには、条例適用の判断において、県体協の意見は尊重すべきものと考えている。

3 異議申立理由に対する反論

(1) 「個人名の非開示決定はともかく、当該団体名、金額、支出の時期は公開すべきである。全面非公開はするべきでない。」について

当該団体名、金額を非開示とした理由は、上記2で述べたとおりである。

県体協から各競技団体及び各競技団体から契約の相手方への支出の時期については、県体協資料には記載されておらず、支出の時期を記した公文書は存在しない。

- (2) 「公金支出については、原則全面公開すべきである。」について
対象事業を含む「トップアスリート育成事業」について、県が補助金を交付する相手は、県体協だけである。県体協に対する補助金支出に係る支出負担行為票等については、請求者からの請求に応じて平成22年11月4日付け平22総務企画第62号で開示しているところである。
- (3) 「「公開による信頼関係が損なわれる」とは具体的に何を指すのか。」について
上記2(4)で述べた理由による。
- (4) 「スキルアップ事業そのものが社会問題化している。そのことについて非公開はおかしいのではないか。」について
一般的には、関係する事案が社会問題化しているかどうかは、関連公文書の開示・非開示の判断とは別のことである。
また、財団法人日本体育協会が設置した国民体育大会の参加資格に関する第三者委員会では、選手の参加資格の判断に必要な資料として県体協に対象事業の関係資料の提出を求めたものであり、対象事業そのものについては問題とされていない。
このため、県としては、対象事業そのものが社会問題となっているとは認識していない。
- (5) 「公金支出について、全面公開している入札結果との整合性がないのではないか。」について

県が発注する業務委託（建設工事に係るものを除く。）に係る契約のうち、一般競争入札及び指名競争入札については、情報公開の請求によることなく、業務委託契約事務取扱要領に基づき、入札終了後に入札結果を、契約締結後に契約状況を公表するものとされている。

一方、本件は、補助金交付事務であり、業務委託契約事務取扱要領の対象ではなく、情報公開の考え方も異なるところである。

補助事業においては、補助の相手方、補助金額、補助の内容等について開示するか否かは、県の情報公開制度により、個別に判断しており、本件においては、(2)で述べたように、県体協に対する補助金支出に係る支出負担行為票等を開示しているところである。

4 まとめ

以上のとおり、条例等に基づき、情報の開示・非開示について個別に検討の上、総合的に判断した結果、本件公文書については、非開示とすることを決定したところである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、平成22年度の対象事業の県予算額の積算のための資料として、第三者から実施機関に提出された文書である。

したがって、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号の該当性について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特

定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

同号ロに規定する「公表することを目的として実施機関が保有している情報」とは、公表することを目的として作成された情報や当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報、当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上プライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実である情報などをいうとされている。

また、同号ハについては、法令等の規定による許可、認可、免許、承認、決定、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報の中には、その性質上県民生活に少なからぬ影響を及ぼすものがあるので、これらの情報のうち、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強いものについては、開示をずるとしている。

なお、この項目を適用し、個人に関する情報を開示しようとするときは、条例第9条第2項及び第4項に基づき、当該個人の権利利益を保護するための手続をとらなければならないとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、各競技団体が業務を委託する予定の相手方の氏名及び委託金額が記載されていることを確認した。

特定の個人の識別性については、一般的には、氏名及び住所をもって可能となるが、氏名等を削除しても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、それ以外の情報も開示しないこととなる。照合の対象となる「他の情報」については、条例では何人も開示請求ができるため、個人の権利利益の保護を十分図る観点から、当該個人の近親者や関係者等であれば保有している情報又は入手可能な情報はこれに含まれると解するのが相当である。

本件公文書の相手方の氏名及び委託金額は、特定の個人に支出される金銭の情報であり、氏名を削除しても当該個人の近親者や競技関係者等であれば保有している情報又は県体協のホームページ上で一般に公開されている選手名簿及び競技団体の掲載順序（以下「名簿等」という。）など入手可能な情報が照合されれば、特定の者の個人情報明らかになるものと認められる。

よって、相手方の氏名及び委託金額は、個人情報に該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

3 条例第11条第3号の該当性について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なものとしては、販売上のノウハウに関

する情報、人事等専ら法人の内部管理の情報などがあげられている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、競技団体名及び競技団体別の補助金額が記載されていることを確認した。

また、競技団体名を非開示としても、名簿等と照合することにより、県体協が補助金を交付する競技団体名が推認されることが確認された。

実施機関から県体協に交付される補助金は、さらに県体協から第三者である各競技団体に補助金として支払われるが、各競技団体が同額の交付を受けるものではない。そのため、競技団体ごとの補助金額が明らかになると、各競技団体間の額の多寡による関係者の不満等によって、県体協の事業運営に支障が生じることが考えられるので、法人に不利益を与えるおそれがあると認められる。

よって、競技団体別の補助金額については、同号に規定する法人等情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

4 条例第11条第6号の該当性について

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条は、同条第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

経費を著しく増大させ、又は実施時期を大幅に遅れさせる情報の具体例としては、用地買収計画案、物件補償価額及び土地売買価額に関する資料が考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量ができるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 本件公文書について

県体協の補助金は、上記3の(2)のとおり、各競技団体が同額の交付を受けるものではない。このため、本件公文書を開示することにより、競技団体ごとの補助金額が明らかになると、各競技団体間の額の多寡による関係者の不満等によって、県体協に対する競技団体の協力が得にくくなること、競技団体が指導技術や競技水準の向上を図るために必要とする人材の確保が困難になることなどから、県体協が、これまでと同様に各競技団体へ補助金を交付することが困難となり、ひいては、実施機関の補助事業の円滑な実施に支障を来すおそれがあると考えられる。

よって、本件公文書を開示することにより、県の機関が行う事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれが考えられることから、非開示とすることが妥当である。

5 条例第11条第7号の該当性について

(1) 条例第11条第7号について

条例第11条は、同条第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係の下に執行されていることから、県と当該関係当事者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものであるとされている。

そして、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外の全てのものをいうとしている。

また、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報は、非公開を条件に任意に提供された情報などとされ、具体例としては、民間給与実態調査の調査票などが考えられている。

なお、同号の適用に当たっても、同条第6号と同様に、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が、公開することを前提とせずに県体協から任意に提供を受けた資料であり、上記2から4までのとおり、個人情報、法人等情報等が記載されている。また、県体協からは、第三者意見聴取に対して、開示することにより、各競技団体や各個人との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため、開示には支障があるとの回答がなされている。

このため、本件公文書を一方的に公開することが、実施機関と県体協の協力・信頼関係を著しく損なうおそれがあるため、非開示とすることが妥当である。

6 まとめ

(1) これらのことから判断すると、実施機関の条例第11条第2号、第3号、第6号及び第7号の適用に誤りがあるということとはできないことから、本件処分は相当であるといえることができる。

(2) なお、異議申立人は、対象事業が社会問題化しているがゆえに本件処分が不当で本件公文書を開示すべきである、入札結果の公開との整合性がない等種々主張するが、本審査会は、条例に照らして、本件処分の妥当性を判断すべきものと考えていることから、その判断に直接関係しない異議申立人の主張は認められないものである。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり（省略）